年 　　月　 　日

事　前　協　議　書

∇集客施設で、建築物の施設面積※が 300 ㎡以上のものを新築又は増築する場合

∇共同住宅等で、住戸総数が 10 戸・10室以上のものを新築又は増築する場合

※対象施設の用途・規模については手引をご確認ください。

『自転車駐車場の附置等に関する手引』をホームページからダウンロードし

□ 集客施設であればP.4、P.5及びP.6～P.12 までをお読みください。

□ 共同住宅等であればP.4、P.5及びP.13をお読みください。

、

選択してチェック →

【共同住宅等】

　一区画の専有面積が、30 ㎡以下と 30 ㎡を超える場合で住戸 1 戸ごとの附置台数が異なります。「自転車駐車場設置（変更）届出書（共同住宅等用）」を仮作成し、正式な届出の前に、この事前協議書と届出書類一式を1部提出（窓口に持参or電子メール）して、ご相談ください。

【集客施設】

① 施設の各階平面図

『手引き』P.9 から P.11 までに“施設面積の考え方”の詳細が解説されていますので、  
各階の用途ごとの施設面積が分かるように、色分けしてください。

② 施設面積の積算内訳書

　　①で作成した色分け図から、施設面積を用途ごとに足し上げた表を作成してください。

③ 試算による自転車駐車場の規模の算出計算書

　　ホームページからダウンロードした計算書に数値を入力し、附置台数を算出してください。

　　※ 集客施設の附置台数の算出においては、施設面積の捉え方で台数が大きく前後します。  
正式な届出の前に、この事前協議書と届出書類一式を1部提出（窓口に持参or電子メール）

して、ご相談ください。

**窓口での相談受付は、事前予約制としています！**

お手数ですが、日程調整のため下記の担当あてにメール又は電話にてご連絡ください。

※ 開庁時間は平日８時45分~12時、13時~17時15分です

【担当】横浜市道路局 道路政策推進課 附置義務担当  
TEL: 045-671-3644　　FAX: 045-550-4892　　e-mail: do-huchi@city.yokohama.lg.jp

８６８

ご相談者様情報　＜建築場所：　　　　　　　区＞

所在地（住所）：

名 称（氏名）：

TEL： 　　　　e-mail：　　　　　　　　 　　　　　 担当者名：